

荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況 ～要望書への対応状況～

平成18年八代市提出の要望書 ～荒瀬ダム撤去に関する諸対策について～

- 総合的な検討体制の設置について
- 1 利水問題について
- 2 環境問題について
- 3 堆砂・泥土除去について
- 4 水位低下に伴う諸問題について
- 5 代替橋について
- 6 ダム撤去に伴う諸問題について

要望書への対応状況

凡例 ◎:対応済み △:検討中 ×:対応できない

要望項目(内容)	対応状況	対応状況の説明
ダム撤去に係る総合的な検討体制の設置	◎	○荒瀬ダム撤去地域対策協議会の設置 (熊本県、八代市、関係団体、住民代表、関係議会議員で構成) 平成22年度からこれまで12回開催
1. 利水問題について		
1) 球磨川からの取水について		
①ダム撤去に伴う利水問題に対する総合的な検討体制の整備	◎	・平成22年6月、遙拝堰の従来の関係利水者に電源開発(株)を加え「球磨川下流渴水調整連絡会」が発足。渴水時における流域の水利用について連絡及び調整を行う。
②利水問題に対する県としての取組みの具体的な明示	◎	・平成22年6月、遙拝堰の従来の関係利水者に電源開発(株)を加え「球磨川下流渴水調整連絡会」が発足。渴水時における流域の水利用について連絡及び調整を行う。 ・平成26年2月、八代平野土地改良区連合との間に、ダム本体撤去工事期間及び工事終了後一定期間における維持流量の確保、濁水対策、堆砂対策、異常渴水時の対応に係る確認書を締結。
③取水に影響のないよう、国、電源開発(株)等の関係機関との協議の実施	◎	・「球磨川下流渴水調整連絡会」において、電源開発(株)が瀬戸石ダムの責任放流について説明・協議。
④1日中安定した水量の確保	◎	・「球磨川下流渴水調整連絡会」において、電源開発(株)が瀬戸石ダムの責任放流について説明・協議。 ・八代平野土地改良区連合、八の字土地改良区に対し説明(H23.3月) ①安定的な流量確保と渴水時の対応 ②ダム撤去に伴う遙拝堰への影響に対する対応 ・平成26年2月、八代平野土地改良区連合との間に、ダム本体撤去工事期間及び工事終了後一定期間における維持流量の確保、濁水対策、堆砂対策、異常渴水時の対応に係る確認書を締結。
⑤取水への影響を最小限とするような渴水時のできるだけの対応	◎	同上
⑥渴水時に上流ダムから必要な補給ができるような関係機関との協議・ルール化	◎	・平成22年6月、遙拝堰の従来の関係利水者に電源開発(株)を加え「球磨川下流渴水調整連絡会」が発足。渴水時における流域の水利用について連絡及び調整を行う。 ・「球磨川下流渴水調整連絡会」において、電源開発(株)が瀬戸石ダムの責任放流量について説明・協議。

要望書への対応状況

凡例 ◎:対応済み △:検討中 ×:対応できない

要望項目(内容)	対応状況	対応状況の説明						
2. 環境問題について								
1) 環境調査について								
①河口域及び八代海までを含め環境調査の範囲としてもらいたい	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・魚類や底生動物等を含めた環境モニタリング調査の実施及び調査範囲について、荒瀬ダム撤去技術研究委員会で再検証を行い、計画を策定。 ・荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会を設置し、治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行う体制を整備。 ・調査区域における最下流地点での水質等のモニタリング結果に異常が見られた場合はさらに下流まで調査することも検討するなど、必要に応じて調査方法の見直しを行う。 						
②関係機関の調査結果についても総合的な検討	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・国をはじめ関係機関が行っている調査データについて必要に応じ、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で活用。 						
2) 河川汚濁物質の削減について								
①環境に配慮した撤去工法、河川環境改善に対する住民意識の向上、八代海の干渉の保全対策の推進	◎	<p>【工法】 荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書を踏まえ、地域の安全と環境に十分配慮した荒瀬ダム撤去計画を策定。同計画をもとに、河川管理者が除却申請の許可。</p> <p>【参考】 地域の安全と環境に配慮した実施予定の対策</p> <table border="0"> <tr> <td>・環境モニタリングの実施</td> <td>・泥土の除去</td> </tr> <tr> <td>・河川環境に配慮した工事期間の設定</td> <td>・破碎屑を速やかに河川外に搬出</td> </tr> <tr> <td>・濁水処理装置の配置</td> <td>・汚濁防止フェンスの設置</td> </tr> </table> <p>【住民意識の向上】 <ul style="list-style-type: none"> ・「有明海・八代海再生協働発表会」として、環境保全に係る市民団体の取組事例や大学の研究事例等の発表の場を設けるなど、啓発事業や保全活動を推進。 ・水環境保全活動団体による一斉河川清掃、住民による水質調査や浄化活動等を実施。 ・小中学生を対象に「海の再生に向けた出前講座」を開催し、環境をテーマに水を守る意識の醸成を図る。 </p> <p>【水質・干渉の保全対策】 「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」を策定し、水質の保全及び干渉等の浄化機能の維持及び向上に関する施策を総合的・計画的に推進。</p>	・環境モニタリングの実施	・泥土の除去	・河川環境に配慮した工事期間の設定	・破碎屑を速やかに河川外に搬出	・濁水処理装置の配置	・汚濁防止フェンスの設置
・環境モニタリングの実施	・泥土の除去							
・河川環境に配慮した工事期間の設定	・破碎屑を速やかに河川外に搬出							
・濁水処理装置の配置	・汚濁防止フェンスの設置							
3) 撤去工事中の環境・安全対策について								
①説明会の実施など、工事施工時の周辺住民への配慮	◎	工事の実施にあたっては、ダム周辺の環境に配慮し、実施内容について住民説明会を開催(これまで8回開催)。						
②破碎屑や濁水等の処理の徹底	◎	荒瀬ダム撤去技術研究委員会において、ダム撤去工事期間や土砂処理について以下の内容を確認し、撤去計画を策定。また、フォローアップ専門委員会でモニタリング結果を基に検証。 <ul style="list-style-type: none"> ・施工期間:鮎の生息、生育に影響がない期間を選定 ・泥土:ダム撤去までに全量除去 ・破碎屑の完全処理:撤去コンクリートは処理し再利用等 ・濁水対策:必要な対策を実施(濁水処理装置、汚濁防止フェンス等) 						
③テトラポットの取り扱い	◎	テトラポットについては設置された経緯や目的も含め検討し、現状の護岸の安定のためには必要と整理しつつ、河床の変動状況を引き続き監視。						

要望書への対応状況

凡例 ◎:対応済み △:検討中 ×:対応できない

要望項目(内容)	対応状況	対応状況の説明
4)魚族の育成について		
①工事期間中の環境保全	◎	・環境保全措置及び環境モニタリングを行い、モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で評価・検証を行うとともに、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を実施。
②広域的な魚族の成育促進に向けた取組み	◎	・水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施。 ・遙拝堰の魚道については、施設の所有者、管理者等の関係者間で調整し、改修工事を実施(平成26年3月竣工)。
③鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実	◎	・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立。
3. 堆砂・泥土除去について		
1)ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証について		
①下流への土砂補給についての十分な検討	◎	・荒瀬ダム撤去技術研究委員会及びフォローアップ専門委員会において再検証を行い、河道内の環境に影響を与えないよう泥土の全量撤去や砂礫除去等について確認。撤去に当たっては、荒瀬ダム撤去計画を策定するとともに、モニタリング結果をフォローアップ専門委員会で検証しながら、計画的に堆砂・泥土の除去を実施。
②下流への影響の検証	◎	・同上
③ダム撤去後における堆砂の流下状況や堆積状況の継続的な調査の実施	◎	・ダム撤去後2年間は必要なモニタリング調査を行い、堆砂の流下や堆積状況を調査。
④下流の漁港への影響の十分な検証	◎	・ダム撤去に当たっては、モニタリングによって土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を実施。
⑤遙拝堰への影響の回避	◎	・遙拝堰の構造等を踏まえ、ダム撤去時に遙拝堰に対する影響がないか、荒瀬ダム撤去技術研究委員会及びフォローアップ専門委員会で検証。また、撤去工事に関し、モニタリングを行い堆砂状況を引き続き監視。

要望書への対応状況

凡例 ◎:対応済み △:検討中 ×:対応できない

要望項目(内容)	対応状況	対応状況の説明
2)ダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置について		
①除去予定の砂の八代海への補給(覆砂事業)	◎	・八代海域での覆砂事業を実施し、平成26年度で事業完了。
②土砂流下の実施に当たっての市、漁協との協議	◎	・環境保全措置及び環境モニタリングを行い、モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で評価・検証を行うとともに、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を実施。
③工事実施にあたつての環境保全と地元(市、漁協)協議	◎	・同上
④放水路付近の土砂撤去	◎	・放水路付近の護岸整備に伴い、河川内に残る堆積土も撤去。
4. 水位低下に伴う諸問題について		
1)県道及び国道等の擁壁改修及び復元について		
①両岸の危険箇所に係る緊急度に応じたダム撤去前の施工	◎	・擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、緊急に対応が必要な箇所について補修を実施済(97箇所、約2,700mの補修を実施)。 ・水位低下等に伴い対策が必要な箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、実施工法・主体についても十分協議・調整し、対策。 ・荒瀬ダム上流の道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して事業を実施。
②施工時の河岸へのアクセス路等の整備	◎	・道路嵩上げ等に伴い既存階段等の擦り付け等を実施。
③佐瀬野地区の県道付け替え	×	・道路を線路より川側に戻す場合、河川を埋め立てこととなり、洪水時の安全性や治水面の問題があることから対応は困難。

要望書への対応状況

凡例 ◎:対応済み △:検討中 ×:対応できない

要望項目(内容)	対応状況	対応状況の説明
2)水位低下対策について		
①地盤沈下等の調査の実施	◎	・平成22年度まで複数年かけて調査を実施済(調査結果を関係者に報告するなど、個別に対応)。
②地下水の観測や住宅調査等の検証措置	◎	・同上
③水位低下対策	◎	・代替水源がない共同井戸について調査し、企業局と八代市の費用負担により、増掘等の対応を実施。
④水位に影響がある場合の適切な対策	◎	・同上
⑤消防水利の確保	◎	<p>○地元の意見を伺いながら以下のとおり対応。 (当初要望箇所16箇所)</p> <p>【緊急的な対応】 河川まで降ろしやすい軽量の消防ポンプを導入(葉木地区・支所の消防団)。</p> <p>【工事等に伴って行う対応】</p> <p>(1)護岸補修等の工事箇所について、工事に付隨し可能な対応を実施済:5箇所 ・葉木地区において土砂撤去用仮設道路を消防水利に活用できるよう整備。</p> <p>(2)道路嵩上げに伴い既存階段等の擦り付け等を対応:4箇所</p> <p>(3)その他(河川まで降りることが可能又は他の水利あり):6箇所</p>
5. 代替橋について		
1)球磨川架橋(荒瀬～大門間)について		
①球磨川架橋	×	<p>・企業局で大門・藤本の地域内に離合箇所(5箇所)を整備済。</p> <p>・藤本・大門地区について、現道幅員、住宅の立地、交通量等の状況を踏まえ、道路改良に着手済(平成29年度中に事業完了見込み)。嵩上げについては、荒瀬ダム～大門間の工事を完了するとともに松崎～藤本間においても、平成28年12月中に工事完了見込み。</p> <p>・球磨川架橋(代替橋)については、現在の制度の中で可能な対応を再度検討した。 地元の方々が「生活用の通路であり、生活の一部として必要不可欠」として、架橋を希望されている状況は理解できるが、県として整備することはできない。上記のとおり県道の安全性・利便性を向上させるなど、地域交通全体で対応。</p>
6. ダム撤去に伴う諸問題について		
1)ポートハウスの活用策について		
①ポートハウスの活用策	△	<p>・施設の活用については、施設所有者(八代市)の判断を踏まえ対応を検討。</p> <p>・八代市において簡易水道整備に向けて調査を実施中。</p>
2)藤本発電所及び隧道の跡地利用について		
①藤本発電所及び隧道の取扱い検討	◎	<p>・隧道については、地元要望を踏まえ平成25年度から埋戻しを実施。 (撤去コンクリートを充填材として再利用)。</p> <p>・発電所については、平成29年度までに撤去の予定。</p>

要望書への対応状況

凡例 ◎:対応済み △:検討中 ×:対応できない

要望項目(内容)	対応状況	対応状況の説明
3)県道の改良について		
①藤本・大門地区 (発電所周辺地区) の県道改良	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局で大門・藤本の地域内に離合箇所(5箇所)を整備済。 ・藤本・大門地区について、現道幅員、住宅の立地、交通量等の状況を踏まえ、道路改良に着手済(平成29年度中に事業完了見込み)。
②大型車両の往来 と県道中津道八代 線の改良(荒瀬ダム ～松崎間及び下鎌 瀬～中津道間の嵩 上げ等)	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム本体撤去工事及び堆砂除去に伴う大型車両の運行については、河川内の工事用仮設道路を活用するなど県道の一般車両通行に配慮。 ・荒瀬ダム～大門間の嵩上げ工事を完了とともに松崎～藤本間においても、平成28年12月中に工事完了見込み。 ・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して平成23年度から実施。 ・下鎌瀬地区の嵩上げ工事を平成26年8月に完了とともに、三坂地区においても平成28年3月に工事完了。 ・中津道地区については、平成28年度から用地取得に着手予定。
4)情報提供について		
①流域住民や関係者に対して分かりやすい方法での情報提供	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月、平成24年1月及び7月、平成25年7月及び11月、平成26年7月、平成27年7月に荒瀬ダム撤去計画に関する地元説明会を実施し、漁協、土地改良区等の関係団体にも説明。 ・平成25年2月には工事見学会も開催。
②施工時の環境対策や工法等の公表など積極的な情報公開	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の御意見を踏まえ、会議の議事録設置箇所を拡充。平成24年9月に荒瀬ダム撤去のホームページを立ち上げるとともに、ウェブカメラを設置するなど、積極的な情報提供を実施。
③流域住民に対する定期的な説明会の開催	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に関する地元説明会に加え、道路嵩上げ等の個別事業についても、説明会を開催。
5)ダム撤去による川の流れの変化について		
①球磨川の河岸等への影響検証と対策の実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、緊急に対応が必要な箇所について、補修を実施済(97箇所、約2,700mの補修を実施) ・水位低下等に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、実施工法・主体について十分協議・調整のうえ対策を実施。 ・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して実施。

※参考:要望書への対応状況(総括)

◎:対応済み = 39

△:検討中 = 1

×:対応できない=2